

## 生駒市規則第 15 号

生駒市消防団員等の公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年 12 月生駒市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部中「166,950 円」を「171,650 円」に、「72,990 円」を「73,090 円」に改め、同表随時介護を要する状態の部中「83,480 円」を「85,780 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。